

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学学則(以下「学則」という。)第40条の2第3項及び麗澤大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第38条第4項の規定に基づき、学部及び大学院の科目等履修生(以下「履修生」という。)に関する事項について定めることを目的とする。

(学部履修生の出願資格)

第2条 授業科目(以下「科目」という。)の単位を修得するために履修を志願できる者(以下「一般履修生」という。)は、次の各号に定めるいずれかの資格を有するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力があると本学が認めた者
- (3) 本学が指定する高等学校長又は中等教育学校長が推薦する生徒
- (4) その他学部が認めた者

2 教育職員免許状の授与資格を得る目的で当該科目の単位を修得するために履修を志願できる者(以下「教職履修生」という。)は、学士の学位を有する者で、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項第3号から第7号に該当しない者とする。

(大学院履修生の出願資格)

第2条の2 修士課程の授業科目の単位を修得するために科目履修を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院学則第17条第1項の入学資格を有する者
- (2) 本学学部にて在籍する学生で学部長が推薦する者

(学部履修生の出願手続)

第3条 学部の履修生を志願する者は、次の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

- (1) 履修生志願票
- (2) 最終学校の卒業証明書
- (3) 志願理由書
- (4) 写真1枚

2 前項の規定にかかわらず第2条第1項第3号の資格で出願する者は、前項第2号の卒業証明書に替えて在籍校の成績証明書を添えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず第2条第1項第4号の資格で出願する者は、第1項第2号及び第3号の提出は求めない。

4 本学大学院にて在籍する学生が第2条第2項の教職履修生に志願する場合は、第1項第2号及び第3号の提出は求めない。

5 第1項及び第2項の書類のほか、必要に応じて就学上の資料の提出を求められることがある。

6 本学卒業生で引き続き履修生を志願する者は、第1項第2号の提出は求めない。

(大学院履修生の出願手続)

第3条の2 大学院の履修生を志願する者は、次の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

- (1) 履修生志願票
- (2) 履歴書(写真添付)
- (3) 出身大学の学部成績証明書。ただし、大学院修了者は、大学院成績証明書も併せて提出するものとする。
- (4) 出身大学の学部卒業証明書。ただし、大学院修了者は、大学院修了証明書も併せて提出するものとする。

2 本学卒業生で履修生を志願する者は、前項第4号の書類の提出を不要とする。

3 第2条の2第1項第2号の資格で出願する者は、第1項第2号から第4号の書類の提出を不要とする。

(出願期間)

第4条 履修生の出願期間は、以下のとおりとする。

- (1) 第1学期開講科目 3月1日から3月15日まで(日曜・祭日は除く。)
- (2) 第2学期開講科目 8月20日から8月31日まで(日曜・祭日は除く。)

(履修生選考)

第5条 履修生の選考は、書類審査及び面接により行う。

2 合否及び履修科目の決定は、学部教授会又は研究科委員会の議を経て行う。

(手続及び許可)

第6条 履修生に合格した者は、次の書類に登録料及び履修料を添えて手続きを行わなければならない。

- (1) 履修生誓約書
- (2) 外国人登録済証明書(日本国籍以外の者のみ)

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の資格で許可された者は、前項第2号の書類の提出は求めない。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号の資格で許可された者は、第1項の書類の提出は求めない。

4 第1項の規定にかかわらず、本学大学院に在籍する学生で第2条第2項の教職履修生として許可された者は、第1項の書類の提出は求めない。

5 学長は第1項の手続きを完了した者に対して履修生として許可する。

(在学期間)

第7条 履修生の在学期間は、当該科目の履修期間とし、原則として1年又は半年とする。

2 在学の開始時期は、許可を得た学期の始めとする。

3 第1項にかかわらず、引き続き履修生を志願する者は、選考を経て継続して在学することができる。

(履修科目)

第8条 履修生は、履修を許可された科目について履修登録を行い、受講することができる。

2 前項にかかわらず、教職履修生が履修できる科目は、教育職員免許状取得のために必要な教職及び教科に関する科目とする。ただし、「教育実習」を履修するためには取得を目指す免許教科に関する教科教育法を修得していなければならない。

3 許可された科目の履修を取り消す場合には、所定の用紙に理由を添えて届け出なければならない。

(納入金)

第9条 検定料・登録料及び履修料(以下「履修料等」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 10,000円
- (2) 登録料 20,000円(年間)
- (3) 履修料 15,000円(1単位)

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の資格で許可された者は、前項第1号及び第2号は免除し、第3号は1単位につき1,500円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号及び第2条の2第1項第2号の資格で許可された者は、第1項の費用を免除する。

4 第1項の規定にかかわらず、本学大学院に在籍する学生で第2条第2項の教職履修生として許可された者は、第1項の費用を免除する。

5 前4項の規定にかかわらず、履修科目により特に費用を要するときは別途徴収することがある。

6 既納の履修料等は理由のいかんを問わず返還しない。

(履修生証)

第10条 履修生の身分を証明するものとして履修生証を交付する。

(単位の認定)

第11条 履修生は、履修した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については所定の単位を認定し、願出により成績証明書又は単位修得証明書を交付する。

(資格の取消)

第12条 履修生が大学の秩序を乱したとき、授業の妨げとなる行為をしたと認められるとき、あるいは正当な理由なく長期にわたって授業に出席しないときは、履修生の資格を取り消すことがある。

(施設利用)

第12条の2 履修生は、本学の施設等を利用することができる。

(学生寮への入寮)

第13条 履修生の学生寮への入寮は、特別の事情がある場合を除きこれを認めない。

(定めのない事項)

第 14 条 この規程に定めのない事項については、大学執行部会議の議を経て定める。

(事務の所管)

第 15 条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・国際交流課が所管する。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。
ただし、第 9 条の改定については、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規則の定めにかかわらず、平成 7 年度に教職免許状取得のために授業科目を履修している者が、引き続き教職免許状取得のために平成 8 年度に授業科目を履修する場合の履修料は、この規則を適用せず麗澤大学聴講生規則の聴講料を適用し、検定料及び登録料は、徴収しない。ただし、この取り扱いは、平成 8 年度限りとする。

2 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から改定施行する。

3 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から改定施行する。

4 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。

5 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。

6 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改定施行する。

7 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改定施行する。

8 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。

9 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改定施行する。

10 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定施行する。

11 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。

12 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行する。

この規程の改定施行により、従前の麗澤大学大学院科目等履修生規程は廃止する。

13 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改定施行する。